

瀬戸内国際芸術祭 2019「県内連携事業」募集制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸内国際芸術祭 2019「県内連携事業」(以下、「県内連携事業」という。)の募集について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、香川県内の市町や団体等が実施する文化芸術を主体としたイベント等(以下、「アートイベント等」という。)の中から、瀬戸内国際芸術祭 2019(以下、「芸術祭 2019」という。)と連携することにより相乗効果が期待できるものを「県内連携事業」に位置づけ、芸術祭の来場者に開催エリア以外の見どころスポットも楽しんでいただき、芸術祭の会場はもとより、県内全域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「文化芸術」とは、文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例(平成19年香川県条例第68号)第2条により定義されたものをいう。

(対象事業)

第4条 香川県内の市町や団体等が、芸術祭 2019の開催期間中(会期と会期の間の期間も含む)に、県内で実施するアートイベント等で、芸術祭 2019と連携することにより相乗効果が期待できるものを対象とする。

2 対象とする事業の内容が、宣伝、営利、宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。

(応募資格)

第5条 県内連携事業に応募ができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 活動拠点が香川県内にあること
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

(応募申込)

第6条 県内連携事業に応募しようとする者は、瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長(以下、「会長」という。)が定める申込期間内に、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業申込書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 事業収支計画書
- (4) 主催者調書(第3号様式)
- (5) 団体の定款・予算書・決算書
- (6) 団体や事業等に関する参考資料(報告書やパンフレットなど)

2 ただし、主催者が市町の場合は、(4)主催者調書及び(5)団体の定款・予算書・決算書の提出を省略することができる。

(事業の決定)

第7条 県内連携事業は、別に設置する選考委員会が、前条の規定に基づき応募のあったアートイベント等について、別に定める審査要領に基づき選考を行い、会長は選考委員会の意見を聞いて、県内連携事業を決定する。

- 2 会長は、決定の結果について、第4号様式又は第5号様式により、それぞれ当該応募者に通知する。
- 3 決定の有効期間は、決定の日から事業開催期間の終了の日までとする。

(事業の変更)

第8条 県内連携事業の決定を受けた者(以下、「主催者」という。)は、事業の内容に変更が生じるときは、あらかじめ次の各号に掲げる書類を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りではない。

- (1) 瀬戸内国際芸術祭2019 県内連携事業変更承認申請書(第6号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(変更の承認)

第9条 会長は前条の規定による変更承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による承認をするに当たり、必要と認めるときには、審査委員会の意見を聞くことができる。
- 3 会長は、第1項の規定による承認をしたときは、速やかに主催者にその旨を第7号様式により通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 主催者は、事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる書類を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 瀬戸内国際芸術祭2019 県内連携事業中止(廃止)承認申請書(第8号様式)
- (2) その他会長が必要と認める書類

(中止又は廃止の承認)

第11条 会長は、前条の規定による中止(廃止)承認申請書の提出があった場合において、その内容がやむを得ないと認めるときは、これを承認するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による承認をするに当たり、必要と認めるときには、審査委員会の意見を聞くことができる。
- 3 会長は、第1項の規定による承認をしたときは、速やかに主催者にその旨を第9号様式により通知するものとする。

(状況報告)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、主催者に対し、事業の進捗状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

(決定の取り消し)

第13条 会長は、主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県内連携事業としての決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込により決定を受けたとき
- (2) 県内連携事業としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 事業を廃止したとき、又は事業の実施を継続することが困難であると認められるとき

(連携の内容)

第14条 会長は、決定した県内連携事業について、芸術祭2019公式ホームページなどの広報媒体に事業を掲載するとともに、主催者が県内連携事業であることを呼称する場合は、事業名称等に付加するものとして、「瀬戸内国際芸術祭2019 県内連携事業」の冠呼称を使用することを承認する。

2 主催者は、所管する広報媒体に芸術祭2019に関する情報を掲載するものとし、その内容等については、瀬戸内国際芸術祭実行委員会の了承を得るものとする。

3 主催者は、芸術祭2019に関する情報を掲載した成果物を瀬戸内国際芸術祭実行委員会に1部提供するものとする。

(県の対応)

第15条 香川県は、県内連携事業の趣旨を考慮し、芸術祭の来場者を県内に誘導するための必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月3日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長 殿

団体名
代表者
連絡先 住所
TEL
FAX
E-mail

印

瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業申込書

瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業実施要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて応募します。

添付書類

- ・事業計画書（第2号様式）
- ・事業収支計画書
- ・主催者調書（第3号様式）
- ・団体の定款・予算書・決算書
- ・団体や事業等に関する参考資料（報告書やパンフレットなど）

※主催者が市町の場合は、「主催者調書」及び「団体の定款・予算書・決算書」の提出を省略することができる。

(第2号様式)

事業計画書

事業名	
主催者	
目的・趣旨・テーマ	
開催期間	
開催場所	
キュレーター・ ディレクター・監督等	
イベントの これまでの沿革と 現在の準備状況	
イベントの広報手段	
共催・後援予定	
想定来場者数	

<p>事業内容</p>	<p>※参加予定作家名、プログラム、会場の設営等具体的に記入してください。関連する図面、写真等あれば添付して下さい。</p>
<p>期待される 地域活性化への 波及効果</p>	
<p>期待される瀬戸内国際 芸術祭 2019 への波及効果</p>	
<p>将来展望</p>	
<p>その他特記事項 (アピールポイント等)</p>	

※事業の収支計画書を添付

(第3号様式)

主催者調書

団体名		
代表者氏名		
所在地	〒	
設立年月日	年 月 日	設立 活動歴 年
団体員数	人	
団体の目的		
これまでの主な活動		
役員名簿	職 名	氏 名
団体の財政規模	平成 30 年度予算	円
	平成 29 年度決算	円

※団体の定款・予算書・決算書を添付

(第4号様式)

番 号
年 月 日

様

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長 ㊟

瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業の審査結果について

平成 年 月 日付けで応募のありました下記事業については、瀬戸内国際
芸術祭 2019 県内連携事業として決定します。

記

事業名：

(第5号様式)

番 号
年 月 日

様

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長 ㊟

瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業の審査結果について

平成 年 月 日付で応募のありました下記事業については、審査の結果、
残念ながら、瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業には選ばれませんでした。
ご了承ください。

記

事業名：

(第6号様式)

平成 年 月 日

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長 殿

団体名
代表者
連絡先 住所
TEL
FAX
E-mail

⑩

瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で決定があった県内連携事業について、
下記のとおり変更したいので、瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業実施要綱第7条
の規定に基づき申請します。

記

変更する事項	変更前	変更後	変更理由

添付書類

- ・事業計画書（第2号様式・変更後）

(第7号様式)

番 号
年 月 日

様

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長 ㊟

瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業の変更について

平成 年 月 日付けで申請のありました、下記事業の変更については、
申請のとおり、事業の変更を承認します。

記

事業名：

(第8号様式)

平成 年 月 日

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長 殿

団体名

代表者

㊞

連絡先 住所：

TEL：

FAX：

E-mail：

瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で決定があった県内連携事業の実施について、下記のとおり中止（廃止）したいので、瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業実施要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止の期間（廃止の時期）

(第9号様式)

番 号
年 月 日

様

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長 ㊟

瀬戸内国際芸術祭 2019 県内連携事業の中止（廃止）について

平成 年 月 日付で申請のありました、下記事業の中止（廃止）については、
申請のとおり、事業の中止（廃止）を承認します。

記

事業名：